

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 3 日

各 高 齢 者 施 設 等 管 理 者 様
各介護保険サービス事業所 管理者 様
(政令市・中核市所在の施設を除く)

兵庫県福祉部高齢政策課長

熱中症予防対策の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 5 月 23 日付け厚生労働省事務連絡（別添）により、熱中症予防の普及啓発・注意喚起について周知依頼がありました。

高齢者は特に熱中症発症リスクが高く、各施設・事業所においては特段の注意等が必要です。貴施設におかれては、厚生労働省事務連絡等も参考としながら、注意深く見守る等の対策を講じていただきますようお願いします。

また、過去には、県内の通所介護事業所において、熱中症の危険性が高まる時期に、夕刻から翌朝までの間、利用者が送迎用の車両の中に取り残されるなど、利用者の心身に重大な影響を及ぼす恐れのある事案が発生しています。

利用者の送迎を行う各施設・事業所におかれては、同様事案の発生防止のため、適切な方法により確実に乗降確認が行われるよう、改めて職員への指導、注意喚起等の徹底をお願いします。

あわせて、厚生労働省事務連絡に記載されているとおり、労働安全衛生規則の改正により、職場での熱中症対策が本年 6 月 1 日から義務づけられますので、こちらについての対応もよろしくお願いします。

<参考>

- ・厚生労働省事務連絡「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について
(周知依頼)」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/0523kunizimurennraku.pdf>

- ・兵庫県 HP「兵庫県暑さ対策ポータルサイト」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk19/portal.html>



<担当>

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)

e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp